

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

（鉄道施設又は軌道施設の大改良）

第三条 法第十二条第一項第五号の政令で定める大規模な改良（以下「大改良」という。）は、次に掲げるものとする。

一～三（略）

四 列車（新幹線鉄道の列車を除く。）が国土交通省令で定める速度以上の速度で走行することができる構造とするための軌道及び路盤の強化その他の本線路の改良（第六号に掲げるものを除く。）

五（略）

六 都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第二条第六号に規定する都市鉄道利便増進事業として行う同条第三号に規定する都市鉄道施設又は同条第四号に規定する駅施設の改良

（鉄道施設の貸付け等の基準）

第五条 法第十三条第一項の規定による鉄道施設又は軌道施設の貸付けで独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が行うものは、次に掲げるものとする。

一（略）

二 法第十二条第一項第五号の規定により建設した旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）（第一条第一項に規定する旅客会社又は日本貨物鉄道株式会社（次項第一号及び第七号第二項第二号において「旅客会社又は貨物会社」という。）の営業する鉄道に係る鉄道施設（次号及び次項第一号に規定するものを除く。）の貸付け

三 法第十二条第一項第五号の規定により建設又は大改良をした認定速度向上事業者（都市鉄道等利便増進法第五条第五項に規定する認定速度向上事業者をいう。第七条の二において同じ。）又は認定駅施設利用円滑化事業者（同法第十五条第六項に規定する認定駅施設利用円滑化事業者をいう。第七条の二において同じ。）の営業する鉄道又

（鉄道施設又は軌道施設の大改良）

第三条 法第十二条第一項第五号の政令で定める大規模な改良（以下「大改良」という。）は、次に掲げるものとする。

一～三（略）

四 列車（新幹線鉄道の列車を除く。）が国土交通省令で定める速度以上の速度で走行することができる構造とするための軌道及び路盤の強化その他の本線路の改良

五（略）

（鉄道施設の貸付け等の基準）

第五条 法第十三条第一項の規定による鉄道施設の貸付けで独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が行うものは、次に掲げるものとする。

一（略）

二 法第十二条第一項第五号の規定により建設した旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）（第一条第一項に規定する旅客会社又は日本貨物鉄道株式会社（次項第一号及び第七号第二項第二号において「旅客会社又は貨物会社」という。）の営業する鉄道に係る鉄道施設（次項第一号に規定するものを除く。）の貸付け

は軌道に係る鉄道施設又は軌道施設の貸付け

2 法第十三条第一項の規定による鉄道施設又は軌道施設の譲渡で機構が行うものは、次に掲げるものとする。

一 法第十二条第一項第六号の規定により旅客会社又は貨物会社に貸し付けた鉄道施設（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号。以下「債務等処理法」という。）附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十年法律第九十号。附則第七条において「旧日本国有鉄道清算事業団法」という。）附則第九条第二項第一号及び前項第三号に規定する鉄道施設を除く。）であつてその貸し付けた日から起算して第七条第一項第一号の国土交通大臣が指定する期間を経過したものの譲渡

二 法第十二条第一項第五号の規定により建設した鉄道施設又は軌道施設であつて前項第二号及び第三号並びに前号に規定するもの以外のものの譲渡

3 （略）

第七条の二 第五条第一項の規定により同項第三号に掲げる鉄道施設又は軌道施設を貸し付ける場合における毎事業年度の貸付料の額は、認定速度性向上事業者に貸し付ける場合にあつては都市鉄道等利便増進法第五条第五項に規定する認定速度性向上計画（同項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に記載された同条第二項第五号に規定する使用料の額とし、認定駅施設利用円滑化事業者に貸し付ける場合にあつては同法第十四条第十二項に規定する認定交通結節機能高度化計画（同項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に記載された同条第三項に規定する使用料の額とする。

2 法第十三条第一項の規定による鉄道施設又は軌道施設の譲渡で機構が行うものは、次に掲げるものとする。

一 法第十二条第一項第六号の規定により旅客会社又は貨物会社に貸し付けた鉄道施設（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号。以下「債務等処理法」という。）附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十年法律第九十号。附則第七条において「旧日本国有鉄道清算事業団法」という。）附則第九条第二項第一号に規定する鉄道施設を除く。）であつてその貸し付けた日から起算して第七条第一項第一号の国土交通大臣が指定する期間を経過したものの譲渡

二 法第十二条第一項第五号の規定により建設した鉄道施設又は軌道施設であつて前項第二号及び前号に規定するもの以外のものの譲渡

3 （略）